

人事委員会年報

令和4年度

名古屋市人事委員会

目 次

1	委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の開催状況	1
2	事務局	8
(1)	組織	8
(2)	事務分掌	8
(3)	予算	9
3	人事委員会規則の制定等	10
(1)	規則の一覧	10
(2)	令和4年度の規則の制定等	11
4	職員に関する条例の制定改廃に関する意見	12
5	任命権者からの申請に基づく承認	13
(1)	職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係	13
(2)	職員の給与に関する条例関係	14
(3)	職務に専念する義務の特例に関する条例関係	15
6	職員の給与に関する報告及び勧告	16
7	公平審査	19
(1)	勤務条件に関する措置の要求	19
(2)	不利益処分についての審査請求	20
(3)	訴訟	21
8	職員からの苦情の申出及び相談	22
(1)	制度の趣旨	22
(2)	職員からの苦情の申出及び相談の件数	22

9	職員団体の登録	23
(1)	登録職員団体一覧	23
(2)	登録事項の変更	23
10	労働基準監督機関としての職権行使等	24
(1)	号別区分	24
(2)	性能検査等	25
(3)	解雇予告除外認定	26
(4)	事業場調査	26
11	職員の退職管理について	27
12	任用	28
(1)	試験等の概要	28
(2)	採用競争試験及び採用選考の実施状況	28
(3)	昇任選考等の実施状況	29
(4)	転任試験及び転任承認の実施状況	29
(5)	条件付採用期間の延長	30
	[任用別表]	31

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、令和4年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和25年法律第261号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和26年名古屋市条例第26号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和26年人事委員会規則第2号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年人事委員会規則第3号）

労基法：労働基準法（昭和22年法律第49号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

※年月日の記載方法について

[例] R1. 7. 22＝令和元年7月22日

H30. 12. 12＝平成30年12月12日

S41. 10. 7＝昭和41年10月7日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、名古屋市人事委員会設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法的権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

職名	氏名	在任期間	備考
委員長	市橋 克哉	R 1. 7. 22～ (1期)	名古屋経済大学 特任教授 名古屋大学 元理事・副総長
委員 (委員長職務代理)	鈴木 典行	R 3. 7. 8～ (1期)	弁護士
委員	二神 望	R 4. 6. 12～ (1期)	元交通局長

(令和5年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、令和4年度においては、定例会が34回開催された(会議規則)。

回	開催年月日	議事
第1回定例会	R4. 4. 7	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 報告事項 1 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について
第2回定例会	R4. 4. 15	報告事項 1 令和4年職種別民間給与実態調査について 2 令和3年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について

回	開催年月日	議 事
第3回定例会	R4. 4. 28	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員 第1類採用試験（年度途中採用）第1次試験合格者決定について 2 令和4年度名古屋市職員 職務経験者採用試験（年度途中採用）第1次試験合格者決定について 審理事項 1 令和4年4月18日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について
第4回定例会	R4. 5. 13	協議事項 1 「令和4年度名古屋市職員係長昇任選考実施要綱」及び「令和4年度名古屋市職員係長転任試験実施要綱」について
第5回定例会	R4. 5. 23	協議事項 1 臨時休暇の承認について 2 令和4年度 名古屋市職員第1類採用試験（年度途中採用）口述試験（個別面接②）対象者決定について 3 令和4年度 名古屋市職員職務経験者採用試験（年度途中採用）第2次試験合格者決定について 4 令和4年度名古屋市職員「第2類採用試験」の試験案内について 5 令和4年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」の試験案内について 6 令和4年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」の試験案内について 7 審査請求（令和4年3月12日付け）及び弁明書の提出について 報告事項 1 労働基準法第104条第1項に基づく申告について 2 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」申込状況について 3 令和4年度名古屋市職員「第2類・免許資格職係員転任試験」の実施について
第6回定例会	R4. 6. 1	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員 第1類採用試験（年度途中採用）合格者決定について 2 令和4年度名古屋市職員 職務経験者採用試験（年度途中採用）合格者決定について 審理事項 1 令和4年人委（措）第2号事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて
第7回定例会	R4. 6. 13	委員長選挙等について 審理事項 1 令和4年5月16日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第8回定例会	R4. 6. 28	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第1次試験合格者決定について 3 令和4年度障害者を対象とした行政職（事務）及び学校事務職の採用選考の承認及び「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」案内について

回	開催年月日	議 事
		4 採用選考（行政職・局長級）の合否決定について 報告事項 1 令和4年度消防職係長昇任選考申込状況について
第9回定例会	R4. 7. 12	報告事項 1 労働基準法第104条第1項に基づく申告について 2 令和4年度消防職係長昇任選考受験状況について
第10回定例会	R4. 7. 19	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」口述試験（個別面接②）対象者決定について
第11回定例会	R4. 7. 26	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について
第12回定例会	R4. 8. 2	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 令和4年度消防職係長昇任選考第1次試験合格者決定について 報告事項 1 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第13回定例会	R4. 8. 15	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験（保育以外）」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（保育以外）」合格者決定について 報告事項 1 人事院勧告について 2 令和4年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」「職務経験者採用試験」「就職氷河期世代採用試験」申込状況について 3 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第14回定例会	R4. 8. 26	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 消防局における消防職航空消防官の採用について 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて
第15回定例会	R4. 8. 31	協議事項 1 職員の定年等に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 令和4年度消防職係長昇任選考第2次試験合格者決定について 3 令和4年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験（保育）」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（保育）」合格者決定について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて
第16回定例会	R4. 9. 6	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について
第17回定例会	R4. 9. 27	協議事項 1 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 2 令和4年度名古屋市職員「第2類採用試験」「第2類係員転任試験」第1次試験合格者決定について 3 令和4年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第1次試験合格者決定について

回	開催年月日	議 事
		4 令和4年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第1次試験合格者決定について 報告事項 1 令和4年度事業場調査の実施について 2 令和4年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」申込状況について 3 名古屋市任期付職員（SC、SSW）募集案内について
第18回定例会	R4.10.4	協議事項 1 給料の調整額の支給に関する承認について 2 管理職手当の支給に関する承認について 3 令和4年度名古屋市職員「第1類採用試験案内【追加募集：土木・建築・電気】」について 4 子ども青少年局における行政職主事（言語聴覚士）の採用について 報告事項 1 令和4年度係長昇任選考・係長転任試験申込状況について
第19回定例会	R4.10.25	協議事項 1 令和4年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第1次試験合格者決定について 2 優秀な人材のさらなる確保に向けた取り組みについて 3 試験区分の名称変更について 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について 2 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第20回定例会	R4.11.1	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第2次試験合格者決定について 2 令和4年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第2次試験合格者決定について 報告事項 1 令和5年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 2 令和4年度事業場調査（令和3年度事業場調査の改善状況の確認）について
第21回定例会	R4.11.8	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」「第2類・免許資格職係員転任試験」合格者決定について 2 令和4年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育Ⅰ）」合格者決定について 報告事項 1 令和4年度係長昇任選考・係長転任試験第1次試験受験状況について
第22回定例会	R4.11.15	協議事項 1 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 管理職手当の支給に関する承認について 4 令和4年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第2次試験合格者決定について 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について
第23回定例会	R4.12.6	協議事項 1 職員の勤務時間の特例等に関する承認について 2 審議資料の公開について

回	開催年月日	議 事
		3 令和4年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育以外）」合格者決定について 4 令和4年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」合格者決定について 5 令和4年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」合格者決定について 報告事項 1 名古屋市情報公開審査会の答申について
第24回定例会	R4. 12. 13	協議事項 1 令和4年度係長昇任選考・係長転任試験第1次試験合格者決定について 2 職員の任用に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則の一部改正について 3 令和4年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：土木・建築・電気】」第1次試験合格者決定について
第25回定例会	R4. 12. 22	協議事項 1 名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則について 2 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室 指導主事） 3 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室 指導主事）
第26回定例会	R4. 12. 27	審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について
第27回定例会	R5. 1. 10	協議事項 1 令和5年度採用試験日程について
第28回定例会	R5. 1. 23	協議事項 1 令和4年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：土木・建築・電気】」合格者決定について 2 一般職の任期付職員の採用の承認について（子ども青少年局課長級（児童虐待対策 分野）） 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について
第29回定例会	R5. 2. 6	協議事項 1 職員の任用に関する規則等の改正案に係る意見照会について 2 職員の任用に関する規則の実施細目第9第16項の「人事委員会が特に認める場合」の承認について 3 令和4年度係長昇任選考・係長転任試験 第2次試験合格者決定について 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（経済局イノベーション推進部スタートアップ支援室 主事）について 2 名古屋市任期付職員（厚生院長）について
第30回定例会	R5. 2. 13	協議事項 1 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 令和5年度名古屋市職員「第1類採用試験」の実施要綱について 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について

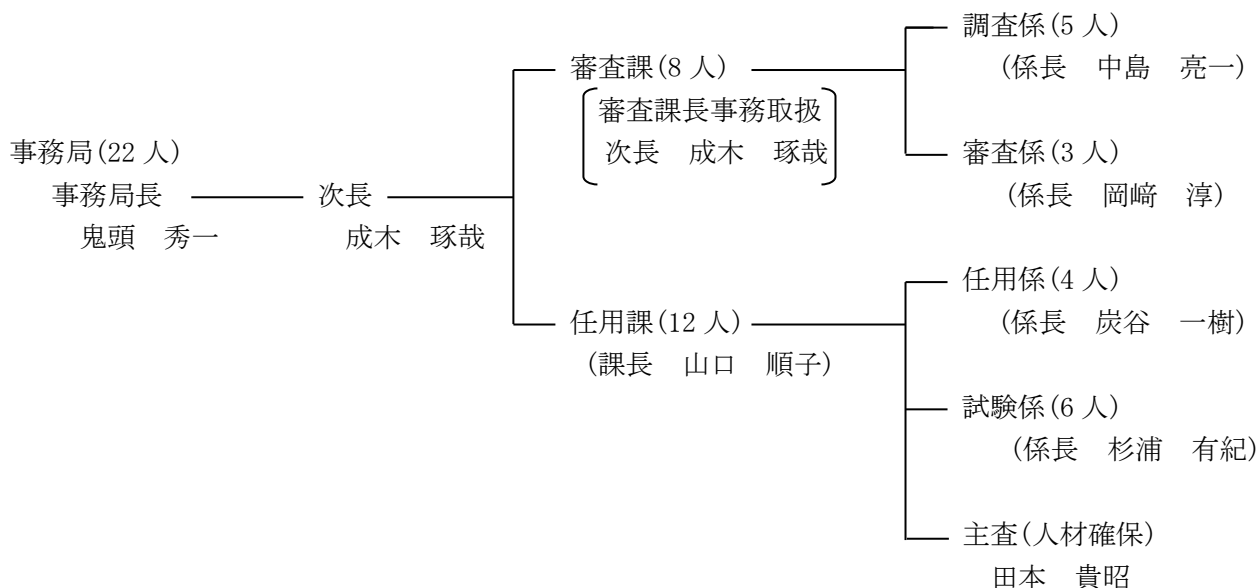
回	開催年月日	議 事
		報告事項 1 令和5年度名古屋市職員「第1類係員転任試験及び能力認定試験」の実施について
第31回定例会	R5. 2. 22	協議事項 1 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則の一部改正について 2 一般職の任期付職員の更新の承認について (1) 防災危機管理局主幹（危機対策に係る総合調整） (2) 観光文化交流局観光交流部 ア 主幹（国際展示場利用促進） イ 主幹（観光プロモーション） (3) 児童福祉センター中央児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） (4) 西部児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） (5) 北区保健福祉センター所長 (6) 緑区保健福祉センター所長 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室指導主事（SSW）募集について
第32回定例会	R5. 3. 17	協議事項 1 名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則について 4 職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部改正について 5 職員の任用に関する規則の一部改正について 6 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 7 定年による退職の特例に関する規則の一部改正について 8 転任承認について 9 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について 10 採用選考（行政職・課長級）の合否決定について 11 一般職の任期付職員の採用の承認について（厚生院長） 12 一般職の任期付職員の採用の承認について（経済局イノベーション推進部スタートアップ支援室 主査）
第33回定例会	R5. 3. 22	協議事項 1 管理職手当の支給に関する承認について 2 宿日直手当の支給に関する承認について 3 正規の勤務時間の割振変更等の承認について 4 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 5 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 6 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正について 7 令和5年度名古屋市消防職係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 審理事項 1 令和4年人委（審）第1号及び第2号併合事案に係る審理について
第34回定例会	R5. 3. 24	協議事項 1 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正について 2 事務局長以下代決規程の一部改正について

回	開催年月日	議 事
		3 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に 係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 市長の権限に属する事務の一部の補助執行に係る協議への回答につい て 5 教育職員の正規の勤務時間の割振変更の承認について 報告事項 1 令和4年度事業場調査の結果について 2 令和4年度事業場調査（改善状況の確認）の結果について

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第 12 条第 1 項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(2) 事務分掌

審査課

調査係

- 1 人事委員会の委員及び会議に関する事。
- 2 事務局の人事及び予算決算に関する事。
- 3 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関する事。
- 4 給与に関する報告及び勧告に関する事。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 6 厚生福利制度に関する事。
- 7 給与支払の監理に関する事。
- 8 職員団体の登録等に関する事。
- 9 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 10 他課係の主管に属しない事。

審査係

- 1 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- 2 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 3 職員からの苦情の申出及び相談に関する事。
- 4 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 5 退職管理に関する事。

任用課

任用係

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 昇任選考に関すること。
- 3 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

試験係

- 1 採用試験及び採用選考に関すること。
- 2 転任試験等(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 採用候補者名簿に関すること。
- 4 条件付採用期間の延長に関すること。
- 5 臨時的任用に関すること。

主査 (人材確保)

- 1 人材確保に関すること。

(令和5年4月1日現在)

(3) 予 算

令和5年度予算		
科	目	予算額(千円)
	(節)	
(款) 職員費	給 料	77,643
(項) 総務職員費	職員手当等	69,049
(目) 人事委員会職員費	共 済 費	28,637
	旅 費 (在勤地内旅費)	457
	小 計	175,786
(款) 総務費	報 酬	8,660
(項) 総務管理費	報 償 費	112
(目) 人事委員会費	旅 費 (費用弁償・普通旅費)	965
	交 際 費	10
	需 用 費	4,227
	役 務 費	1,886
	委 託 料	13,846
	使用料及び賃借料	11,947
	備品購入費	161
	負担金補助及び交付金	2,459
	小 計	44,273
合	計	220,059

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに令和4年度の規則の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	<p>名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号) 名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号) 名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号) 名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号) 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)</p>
任 用	<p>職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号) 編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号) 試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号) 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)</p>
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	<p>職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号) 出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)</p>
分限及び懲戒	<p>職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号) 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号) 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年人事委員会規則第1号) 職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)</p>
退 職 管 理	<p>職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)</p>
服 務	<p>職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号) 営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)</p>
措置要求、 審査請求等	<p>退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号) 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号) 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号) 公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)</p>

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(2) 令和 4 年度の規則の制定等

公布年月日	規則名	内容
R4. 9. 28	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	男性職員の育児参加のための職免の対象期間の拡大に伴う所要の改正
R4. 11. 17	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R4. 12. 15	職員の任用に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則の一部を改正する規則	組織名称の変更に伴う所要の改正と、押印原則の見直しの方針を踏まえた様式等の所要の改正
R4. 12. 23	名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則	公布に係る事務手続きの効率化を図ることに伴う所要の改正
R5. 2. 24	公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則の一部を改正する規則	国等からの割愛職員について、本市において条件付採用期間中であっても公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣を可能とすることに伴う所要の改正
R5. 3. 23	名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R5. 3. 23	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R5. 3. 23	名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正等
R5. 3. 23	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一時降任した職員について選考による昇任をする職から除く取り扱いに変更することに伴う所要の改正と、組織改編等に伴う所要の改正
R5. 3. 23	定年による退職の特例に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年等に関する条例の改正に伴う所要の改正
R5. 3. 23	職員の退職管理に関する規則及び職員からの苦情の申出及び相談に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例の改正に伴う所要の改正
R5. 3. 24	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	名古屋市ファミリーシップ制度の創設に伴う各種勤務時間制度適用者の見直し及びフレックスタイム制の導入等に伴う規定の整備等
R5. 3. 24	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	名古屋市ファミリーシップ制度の創設に伴う各種職免制度適用者の見直し及び傷病の療養職免の見直し等に伴う所要の改正等
R5. 3. 28	名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	名古屋競輪組合部設置条例施行細則の改正に伴う所要の改正

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和4年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R4. 9. 9 (9月定例会)	職員の定年等に関する条例の一部改正	地方公務員法の一部改正に伴う本市職員の定年等に関する必要事項の規定等	異議なし
R4. 11. 18 (11月定例会)	職員の給与に関する条例の一部改正	月例給 0.12% 引上げ 特別給 0.10 月分引上げ (支給月数 4.40 月へ)	妥当
R5. 2. 17 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正	<ul style="list-style-type: none">・名古屋市厚生院(医療保護施設)の廃止に伴い規定を整理・フレックスタイム制に係る規定の整備等	異議なし

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和4年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R4. 5.24	①令和4年6月1日現在に在職する職員 (再任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。) ②令和4年6月2日から同年6月15日までに採用される職員 ③令和4年6月16日から同年6月30日までに採用される職員 ④令和4年7月1日から同年7月31日までに採用される職員 ⑤令和4年8月1日から同年8月31日までに採用される職員 ⑥令和4年9月1日から同年9月15日までに採用される職員	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和4年6月1日から同年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R4. 12. 6	健康福祉局厚生院に所属する職員のうち特別養護老人ホームにおける業務に従事する看護師	厚生院附属病院の市立大学医学部附属病院化に伴い、看護師の勤務体制の見直しを行うもの
R5. 3.22	健康福祉局厚生院に勤務する職員のうち救護施設における業務に従事する看護師 子ども青少年局児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に勤務する職員のうち保護係長、保育士、保育員及び児童指導員で児童の一時保護業務に従事する者	厚生院附属病院の市立大学医学部附属病院化に伴い、看護師の勤務体制の見直しを行うもの 児童の安全確保と生活環境の向上を目的として、勤務体制の見直しを行うもの
R5. 3.23	(1) 消防局消防署警防地域第一課及び第二課に属する主査(地域安全等)及び主査(出張所) (2) 消防局救急部救急課に属する者(所属長が指定する者に限る。)	組織改正及び日勤救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
R5. 3.27	名古屋市立幼稚園のうち延長預かり保育実施の幼稚園に勤務する教育職員	延長預かり保育の開始時間及び終了時間の変更に伴い、規定を整備するもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項)

承認年月日	内 容
R4. 10. 4	給与条例附則第 18 項の規定の適用を受ける職員 (60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の給料月額が 7 割水準となる職員) の給料の調整額 (経過措置として支給している給料の調整額を含む。) について、100 分の 70 を乗じて得た額とするもの。また、暫定再任用職員に支給する給料の調整額について、従前の再任用職員と同様とするもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容																		
R4. 10. 4	給与条例附則第 18 項の規定の適用を受ける職員	従前の制度における管理職手当の額に 100 分の 70 を乗じて得た額とするもの																		
	定年前再任用短時間勤務職員 (ア) 行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表 (3)、研究職給料表、医療職給料表 (2) 又は同給料表 (3) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 6 (新設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 種</td><td>103,000 円</td></tr> <tr><td>2 種</td><td>95,000 円</td></tr> <tr><td>3 種</td><td>83,000 円</td></tr> <tr><td>4 種</td><td>73,000 円</td></tr> <tr><td>5 種</td><td>66,000 円</td></tr> <tr><td>6 種</td><td>61,000 円</td></tr> <tr><td>7 種</td><td>56,000 円</td></tr> <tr><td>8 種</td><td>50,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	1 種	103,000 円	2 種	95,000 円	3 種	83,000 円	4 種	73,000 円	5 種	66,000 円	6 種	61,000 円	7 種	56,000 円	8 種	50,000 円
	区分	額																		
	1 種	103,000 円																		
	2 種	95,000 円																		
	3 種	83,000 円																		
	4 種	73,000 円																		
	5 種	66,000 円																		
	6 種	61,000 円																		
	7 種	56,000 円																		
8 種	50,000 円																			
(イ) 教育職給料表 (2) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 7 (新設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9 種</td><td>73,000 円</td></tr> <tr><td>10 種</td><td>66,000 円</td></tr> <tr><td>11 種</td><td>56,000 円</td></tr> <tr><td>12 種</td><td>50,000 円</td></tr> <tr><td>13 種</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>14 種</td><td>32,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	9 種	73,000 円	10 種	66,000 円	11 種	56,000 円	12 種	50,000 円	13 種	40,000 円	14 種	32,000 円					
区分	額																			
9 種	73,000 円																			
10 種	66,000 円																			
11 種	56,000 円																			
12 種	50,000 円																			
13 種	40,000 円																			
14 種	32,000 円																			
(ウ) 教育職給料表 (4) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 8 (新設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9 種</td><td>71,000 円</td></tr> <tr><td>13 種</td><td>39,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	9 種	71,000 円	13 種	39,000 円													
区分	額																			
9 種	71,000 円																			
13 種	39,000 円																			
(エ) 医療職給料表 (1) の適用をうける定年前再任用短時間勤務職員	別表第 9 (新設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 種</td><td>111,000 円</td></tr> <tr><td>2 種</td><td>103,000 円</td></tr> <tr><td>4 種</td><td>87,000 円</td></tr> <tr><td>5 種</td><td>78,000 円</td></tr> <tr><td>6 種</td><td>72,000 円</td></tr> <tr><td>7 種</td><td>67,000 円</td></tr> <tr><td>8 種</td><td>61,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	1 種	111,000 円	2 種	103,000 円	4 種	87,000 円	5 種	78,000 円	6 種	72,000 円	7 種	67,000 円	8 種	61,000 円			
区分	額																			
1 種	111,000 円																			
2 種	103,000 円																			
4 種	87,000 円																			
5 種	78,000 円																			
6 種	72,000 円																			
7 種	67,000 円																			
8 種	61,000 円																			
暫定再任用職員	従前の再任用職員と同様とするもの																			

R4. 11. 15	厚生院管理部大学病院化推進室長	7種
R5. 3. 22	区役所及び区役所支所主幹(医務総括)	6種
	厚生院診療科部長(医療職給料表の職務の3級にある者に限る)	5種
	監査事務局主幹	7種
	教育委員会事務局指導主事(新たに採用されて指導主事に命ぜられた者で、行政職等給料表の職務の級5級にある者に限る。)	14種

ウ 宿日直手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第18条、宿日直手当規則第4条)

承認年月日	対 象	内 容
R5. 3. 22	厚生院に勤務する医師のうち、入所者の病状の急変に対処するために日直勤務又は宿直勤務をした者	勤務1回につき26,500円

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第35条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年名古屋市条例第8号)第2条第3号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第2条第21号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	9

6 職員の給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少くとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第2項)。本委員会は、令和4年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち269事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、令和4年9月7日、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、月例給及び期末・勤勉手当の引上げについて勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 給与勧告のポイント

1 月例給

- (1) 民間給与との較差 465円(0.12%)
- (2) 給与改定 初任給が規定されている職務の級を中心に引上げ

2 期末・勤勉手当

年間支給割合を0.10月分引上げ、4.40月分とする
勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

1 職種別民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の1,656事業所から269事業所を無作為に抽出し、公務に類似する54職種に該当する実人員11,583人の4月分の給与等について調査

2 給与較差

本市職員と民間の事務・技術関係の職に従事する者について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
386,990円	386,525円	465円 (0.12%)

(平均年齢 41.2歳 平均勤続年 16.9年)

3 給与改定

(1) 月例給

- 上記の較差を解消するため、初任給が規定されている職務の級を中心に、人事院の勧告を踏まえた上で本市の実情に適合するように給料表を改定

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

- 民間の年間支給割合 4.41月分(職員の年間支給割合 4.30月分)
- 市内民間事業所における支給状況等を考慮して、年間支給割合を0.10月分引上げ(4.30月分→4.40月分)、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分。令和5年度以降におい

ては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分することが適当

(3) 実施時期

令和4年4月1日（ただし、期末・勤勉手当は条例の公布日から実施）

4 公務運営における課題

(1) 人材の確保、育成について

- ・ 採用された人材がどのような活躍をしているかを分析し、適切な採用試験手法の検討を続けることが必要
- ・ 職員としての自分が生き生きと働く姿をイメージできることが就職先を決める要素の一つであるため、採用した職員が働きがいを持って前向きに仕事に励み、成長できる環境を整備していくことが必要
- ・ 職員を育成し、昇任意欲をさらに向上させるような取組を実施していくことが重要
- ・ 職務給の原則を踏まえ、それぞれの職務や職責に相応しく、職員がキャリアアップを目指すことを後押しするような給与制度等の実施に向けた検討を継続することが必要
- ・ 係長昇任制度の「複線化」についても、実施に向けて着実に検討を加速していくことが必要

(2) 仕事と子育ての両立支援について

- ・ このたびの法改正を契機として、子育てに理解のある職場風土づくりに向けて、これまで以上に子育て支援制度の理解促進に取り組むことが重要
- ・ 正規職員による代替職員の配置が可能となる育児休業等の対象期間が拡大されたことから、その育児休業等の取得見込み人数の正確な把握に努めるなど、職場のニーズに対応できるよう取り組んでいくことが必要
- ・ 代替職員の配置の対象とならない短期間の育児休業等についても、各所属において柔軟な職員配置をより積極的に実施するなど、育児休業等を取得しやすくするための職場環境づくりが必要

(3) 「新しい働き方」の定着について

- ・ 在宅勤務の推進にあたって、PCの軽量化や通信速度向上など、引き続き環境整備に向けた検討を行っていくことが必要
- ・ DXの推進により、在宅勤務等の導入が進まなかった職場においても、新たな広がり期待されるため、引き続き取り組んでいくことが必要
- ・ 職員のライフスタイルが多様化していることを踏まえ、今後、フレックスタイム制の導入など、更なる勤務時間の柔軟化について検討を進めることが必要

(4) 長時間労働の是正について

- ・ 超過勤務の事前命令や事後確認等により、職員の業務内容や負担、繁忙度等を適正に把握することが必要
- ・ 長時間労働の要因を検証し、業務の削減の検討や効率化はもとより、職員間の業務の平準化、他部署からの応援体制の構築などの連携、調整を活かしたマネジメントを通して、長時間労働を行っている職員の業務負担の軽減に努めることが重要
- ・ 所属長のマネジメント能力の育成やICTの活用、柔軟な職員配置の促進、全市的な人員配置の見直しなどに取り組み、より効果的に職員の業務負担の軽減を図ることが重要

(5) 定年延長への対応について

- ・ 高齢期職員の役割や任用、給与等の処遇といった基本的な制度の内容について適切な時期に周知するなど、すべての職員にとって定年延長の実施が円滑なものとなるよう取り組むことが重要
- ・ 新規採用者の採用予定人員については、総務省が示した定員管理に関する基本的な考え方等を参考にして、引き続き適正に定員管理することを前提としつつも、中長期的な観点により検討することが必要
- ・ 国においては、今後、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう定年の段階的引上げが完成するまでに、人事院における検討を踏まえ政府が所要の措置を講ずることとされていることから、本市においても、その動向を注視していくことが必要

(6) 公務員倫理について

- ・ 職員一人ひとりが、市民全体の奉仕者であることを常に自覚し、厳正な服務規律の維持と高い倫理観の保持に努め、公平かつ公正な職務の遂行にあたり、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動することが重要
- ・ 平成16年に職員の倫理の保持に関する条例を施行し、その後も職員の倫理意識の啓発や不祥事防止に向けて取り組んできたところであるが、依然として不祥事が後を絶たない状況を踏まえ、より実効性のある取組について検討することが必要

5 給与勧告実施の要請

給与勧告制度が、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保し、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与してきた役割を理解され、勧告どおり実施されるよう要請する。

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（平成 30 年度から令和 4 年度まで）

年 度		H30			R1			R2			R3			R4			
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		8	0	8	6	2	8	4	1	5	2	1	3	1	0	1	
審 査 結 果	却 下	2	0	2	2	1	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
	判 定	受理後の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	4	0	4	2	0	2	1	1	2	1	0	1	1	0	1
		認容	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
翌年度へ係属		2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果			取 下 げ	係 属 状 況
					却 下	判 定			
						受理後の却下	棄 却		
令和 4 年度 新規	令和 4 年 人委 (措) 第 2 号	消防官	年次休暇を取得すること	R4. 4. 18			○		

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（平成 30 年度から令和 4 年度まで）

年 度		H30			R1			R2			R3			R4			
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	
事 案 数		1	0	1	5	0	5	0	4	4	0	1	1	2	0	2	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後 の却下	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		承認	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	0	0
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	4	0	4	0	1	1	0	0	0	2	0	2	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分 内容	受付 日	口頭審理・ 書面審理	審査結果				取下げ	係属 状況	
						却 下	裁 決					
							受 理 後 の 却 下	処 分 承 認	処 分 修 正			処 分 取 消
令 和 4 年 度 新 規	令和 4 年 人委（審） 第 1 号	市長部局 事務職員	戒告	R4. 5. 16	0							○
	令和 4 年 人委（審） 第 2 号	市長部局 事務職員	戒告	R4. 5. 16	0							○

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成 30 年度から令和 4 年度まで）

年 度		H30			R1			R2			R3			R4		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 件 数		0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	判 決	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（平成30年度から令和4年度まで）

年 度		H30			R1			R2			R3			R4		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
処理事案数合計		2	0	2	5	0	5	15	0	15	12	0	12	14	0	14
内 訳	任用関係	2	0	2	1	0	1	2	0	2	2	0	2	4	0	4
	給与・旅費関係	0	0	0	2	0	2	4	0	4	0	0	0	2	0	2
	勤務時間・服務関係	0	0	0	0	0	0	5	0	5	2	0	2	2	0	2
	福利厚生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	執務環境関係	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	0	0	0	1	0	1	1	0	1	7	0	7	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3
処理 状況	完結事案	2	0	2	5	0	5	15	0	15	12	0	12	14	0	14
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第52条第1項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第53条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職員団体名	構成員の範囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校特別支援学校の教諭等	S41.10.7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S41.10.7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S41.10.7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S48.1.17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S58.5.23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H1.10.20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H6.4.8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H25.3.18

(令和5年4月1日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第53条第9項)。令和4年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職員団体名	変更内容
R4.6.9	名古屋市教職員労働組合	役員の変更
R5.3.14	名古屋市立高等学校教員組合	役員の変更
R5.3.31	名古屋市教員組合	役員の変更

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第58条第5項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。令和4年度に新たに号別区分が決定された事業場はなかった。

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第58条第5項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第12号	教育・研究	442	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所(業務課を除く) 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 子ども適応相談センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館 11 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校(給食調理場を除く)262 中学校112 高等学校14 特別支援学校(給食調理場を除く)5 幼稚園20
官 公 署 (第1号から第15号に掲げる事業を除く。)		101	市長部局本庁 13 東京事務所 市税事務所 3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター 2 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所相談課保護係、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(保護係を除く) 東部児童相談所(保護係を除く) さしまライブ 24 総合整備事務所 都市整備事務所 2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 特別消防隊 消防航空隊 消防署 16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く) 16 上汐田教育集会所 区役所支所 6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室 16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局

(令和5年4月1日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事業内容	事業 場数	事業場名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場) 小学校・特別支援学校給食調理場
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農 林	1	東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	117	精神保健福祉センター 厚生院 衛生研究所業務課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 87 児童福祉センター中央児童相談所相談課保護係 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所保護係 東部児童相談所保護係 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 西部地域療育センター 区役所保健福祉センター (福祉部を除く) 16
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理事務所

(令和5年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	9 件	11 件	—	8 件	28 件
設 置 届	—	—	—	—	—
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—	—	—
変 更 検 査	—	3 件	—	—	3 件
休 止 報 告	—	—	—	—	—
廃 止 報 告	—	—	—	—	—
計	9 件	14 件	0 件	8 件	31 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設置場所	基数	設置場所	基数
市役所東庁舎	2	千種図書館	1
中津川野外教育センター	2	市役所西庁舎	2
中央卸売市場南部市場	2	計	9

イ 第一種圧力容器

設置場所	基数
市役所東庁舎	2
伏見ライフプラザ	2
中央卸売市場南部市場	5
衛生研究所	2
計	11

ウ クレーン

設置場所	基数
工業研究所	1
消防局	1
計	2

エ ゴンドラ

設置場所	基数
中央卸売市場本場	1
中土木事務所	1
美術館	2
中消防署	4
計	8

(令和5年4月1日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。令和 4 年度は、1 件の解雇予告除外認定申請に対し、令和 4 年 6 月 28 日に認定を行った(参考：令和 3 年度申請 3 件、認定 3 件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労基法及び安衛法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

令和 4 年度は人事委員会が職権行使を行う 552 事業場から 3 事業場を選出して書面調査を行った。その結果、必要に応じ実地調査を行い、労基法及び安衛法の違反等の状況が確認された事業場に対し、是正の指導等を行った。

また、前年度に是正の指導等を行った事業場に対しても、改善状況の調査を行い、再度違反等の状況が確認された場合に、是正の指導等を行った。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和 4 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表 1~3、7~20>、昇任<別表 4~6-2、21・22>及び転任<別表 23・24>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験<別表 7~9>

実施状況について、申込者数は3,137人で、受験者数1,946人に対して、合格者数は509人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数753人の増加、受験者数214人の増加、合格者数7人の減少となっており、倍率は3.8倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数1,457人に対して373人の合格者を出し、倍率は3.9倍となっており、また、行政職技術は、受験者数130人に対して77人の合格者を出し、倍率は1.7倍となった。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は337人で、受験者数259人に対して合格者数は25人となり、倍率は10.4倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は41人で、受験者数26人に対して合格者数は6人となり、倍率は4.3倍であった。

イ 第2類採用試験<別表 10>

実施状況について、申込者数は528人で、受験者数387人に対して合格者数は59人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数117人の減少、受験者数93人の減少、合格者数は増減なしとなっており、倍率は昨年度の8.1倍から6.6倍に低下した。

ウ 免許資格職採用試験<別表 11、12>

実施状況について、第1次試験6月実施分は、申込者数は317人で、受験者数248人に対して合格者数は53人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数1人の増加、受験者数4人の減少、合格者数4人の減少となっており、倍率は昨年度の4.4倍から4.7倍に上昇した。

第1次試験9月実施分は、申込者数は80人で、受験者数56人に対して合格者数は2人となり、倍率は28.0倍であった。

エ 職務経験者採用試験<別表 13、14>

実施状況について、申込者数は578人で、受験者数418人に対して合格者数は54人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数10人の減少、受験者数6人の減少、合格者数3人の増加となっており、倍率は昨年度の8.3倍から7.7倍に低下した。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は301人で、受験者数246人に対して合格者数は31人となり、倍率は7.9倍であった。

オ 就職氷河期世代採用試験<別表 15>

実施状況について、申込者数609人で、受験者数373人に対して合格者数は11人となった。

これは、昨年度と比べると、申込者数 46 人の減少、受験者数 56 人の減少となっており、倍率は昨年度の 42.9 倍から 33.9 倍に低下した。

カ 障害者を対象とした採用選考<別表 16>

実施状況について、申込者数 160 人で、受験者数 114 人に対して合格者数は 7 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 23 人の減少、受験者数 31 人の減少、合格者数 1 人の減少となっており、倍率は昨年度の 18.1 倍から 16.3 倍に低下した。

キ 採用選考（人事委員会分）<別表 17>

実施状況について、行政職をはじめ 3 職種について 9 回実施し、受験者数 14 人に対して合格者数は 14 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 5 人の増加、合格者数 5 人の増加となった。

ク 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））<別表 18>

実施状況について、医事職をはじめ 7 職種について 16 回実施し、受験者数 734 人に対して合格者数は 105 人となった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数は 318 人の減少、合格者数 26 人の減少となった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））<別表 19>

実施状況について、採用選考は 1,567 回実施し、当初受験者数 13,394 人に対して合格者数は 11,433 人となった。

コ 採用選考（人事委員会承認分）<別表 20>

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 5 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 9 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防係長昇任選考・係長転任試験<別表 21>

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 219 人に対して最終合格者数は 35 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 36 人の減少、最終合格者数は 5 人の増加となっており、倍率は昨年度の 8.5 倍から 6.3 倍に低下した。

イ 係長昇任選考・係長転任試験<別表 22>

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 857 人に対して最終合格者数は 220 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 95 人の減少、最終合格者数は 4 人の増加であり、倍率は昨年度の 4.4 倍から 3.9 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 328 人に対して最終合格者数は 120 人、倍率 2.7 倍となった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験<別表 23>

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 73 人で、受験者数 71 人に対して合格者数は 5 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 3 人の減少、受験者数 1 人の増

加、合格者数 4 人の減少となった。

イ 転任承認<別表 24>

申請者数 5 人に対して承認者数は 5 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 1 人の減少となった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 0 件となった。

<別表1>試験実施日程

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日	
				試験日	結果発表日			
第1類	事務	行政A	4/19 (火)	インターネット及び 郵送申込 4/21(木) } 5/9(月)	6/19(日)	6/29(水)	8/16(火)	
		行政A (自己PR)						(行政A・ 行政B・消防)
		行政B						<個別面接①> 7/7(木) } 7/18(月)
		情報						
		社会福祉						<個別面接②> 7/26(火) } 8/10(水)
		心理						
	技術	土木						(行政A (自己PR))
		建築						<個別面接①> 7/7(木) } 7/18(月)
		機械						
		電気						<個別面接②> 7/26(火) } 7/31(日)
		造園						
		研究						機械
		電子						
		薬学						
		学校事務						7/21(木) } 8/2(火)
		消防						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
第1類 (年度途中 採用)	行政A	3/22(火)	インターネット及び 郵送申込 3/22(火) } 4/11(月)	4/24(日)	5/6(金)	<個別面接①> 5/14(土) 5/15(日) <個別面接②> 5/28(土) 5/29(日)	6/3(金)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (追加 募集)	技術	土木	10/28(金)	インターネット及び 郵送申込 10/31(月) ～ 11/21(月)	12/4(日)	12/16(金)	令和5年 1/12(木)	令和5年 1/25(水)
		建築						
		電気						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第2類	事務	行政A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	9/25(日)	10/4(火)	10/24(月) ～ 10/31(月)	11/10(木)
		技術						
	建築							
	機械							
	電気							
	学校事務							
消防								

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	衛生		4/19(火)	インターネット及び 郵送申込 4/21(木) ～ 5/9(月)	6/19(日)	6/29(水)	(衛生・ 獣医・管理 栄養) 7/21(木) ～ 8/2(火)	(衛生・ 獣医・管 理栄養) 8/16(火)
	獣医							
	保育Ⅰ							
	保育Ⅱ							
	管理栄養							

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	司書	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	9/25(日)	10/4(火)	10/24(月) ～ 10/31(月)	11/10(木)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
	事務	技術						
職務 経験者	事務	行政A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	試験日 9/25(日) 結果発表日 10/4(火)	試験日 10/22(土) 10/23(日) 10/29(土) 結果発表日 11/2(水)	試験日 11/19(土) 11/20(日)	12/9(金)
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	学校事務							
保育 I			試験日 10/29(土)	—	11/10(木)			

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
	事務	技術						
職務 経験者 (年度途 中採用)	事務	行政A	3/22(火)	インターネット及び 郵送申込 3/22(火) ～ 4/11(月)	試験日 4/24(日) 結果発表日 5/6(金)	試験日 5/14(土) 5/15(日) 結果発表日 5/24(火)	試験日 5/28(土) 5/29(日)	6/3(金)
		土木						
	技術	建築						
		電気						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
就職 氷河期 世代	行政A	6/21(火)	インターネット及び 郵送申込 7/5(火) ～ 8/1(月)	試験日 9/25(日) 結果発表日 10/4(火)	試験日 10/18(火) ～ 10/21(金) 結果発表日 11/2(水)	試験日 11/15(火) ～ 11/18(金)	12/9(金)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
障害者 を対象 とした 採用 選考	行政A	8/16(火)	インターネット及び 郵送申込 8/18(木) ～ 9/6(火)	試験日 10/16(日) 結果発表日 10/26(水)	試験日 11/5(土) 結果発表日 11/16(水)	試験日 11/26(土)	12/9(金)
	学校事務						

<別表2-1>第1類採用試験受験資格(第1次試験6月実施分及び追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者 <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
情報	<p>申込時に次の試験のいずれかに合格済の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験

心理	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和5年3月末までに卒業する見込みの者 ・公認心理師となる資格を有する者又は令和5年3月末までに取得する見込みの者 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者又は令和5年3月末までに修了する見込みの者 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和5年3月末までに卒業する見込みの者
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 1 類採用試験受験資格(年度途中採用)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当すること ア 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者 (2) 次のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<別表 2-3> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)及び(2)の要件を満たすこと (1) 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 (2) 次のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

消防	<p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと
----	---

<別表 2-4> 免許資格職採用試験受験資格（第1次試験 6月実施分及び9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分は、平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者（令和5年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める者（保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分を除く。）</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
衛生 獣医	食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者
保育 Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方、又は令和5年3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者、又は令和5年3月末までに有する見込みの者

<別表2-5>職務経験者採用試験受験資格（第1次試験9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	<p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和38年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 直近10年（平成24年7月1日から令和4年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者</p> <p>※ 職務経験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
社会福祉	令和4年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	<p>令和4年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者</p> <p>(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者</p>
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
保育 I	<p>(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者</p> <p>（※）「保育所等」とは、次の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・ 児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表 2-6> 職務経験者採用試験受験資格（年度途中採用）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	<p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和37年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 直近10年（平成24年3月1日から令和4年2月28日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者</p> <p>※ 職務経験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	<p>令和4年2月28日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者</p> <p>(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者</p>
電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者

<別表 2-7> 就職氷河期世代採用試験受験資格

試験区分	受験資格
行政A	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<別表 2-8> 障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	<p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和52年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体障害者手帳 イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 精神障害者保健福祉手帳 <p>(3) 次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

<別表3>試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第1類	事務	行政A	教養試験 <行政A・情報・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <行政A(自己PR)・土木・建設・機械・電気> 択一式、75分、60問必須解答 <行政B・研究・社会福祉・心理・造園> 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験(行政A・行政A(自己PR)・情報・学校事務・消防を除く。) <行政B> 択一式、150分、80問中40問選択解答 <研究> 択一式、60分、20問必須解答 <行政B・研究以外> 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 プレゼンテーション (行政A(自己PR)のみ) 専門面接 (研究のみ) 論文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		行政A(自己PR)		
		行政B		
		情報		
		社会福祉		
		心理		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		造園		
	研究	機械		
		電子		
		薬学		
学校事務				
	消防			
第1類 (年度途中採用)	事務	行政A	教養試験 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験
第1類 (追加募集)	技術	土木	教養試験 択一式、75分、60問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験
		建築	専門試験	
		電気	択一式、120分、30問必須解答	

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政A	教養試験 <行政A・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <技術> 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 <技術> 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		土木		
	技術	建築		
		機械		
		電気		
		学校事務		
		消防		

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 <保育Ⅰ・Ⅱ以外> 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) <保育Ⅰ・Ⅱ> 択一式、90分、30問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	司書	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、120分、40問必須解答	口述試験 個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政A	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 個別面接 プレゼンテーション 論文試験
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務				
保育Ⅰ		教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答	実技面接 個別面接 ピアノ実技	—	
職務経験者 (年度途中 採用)	事務	行政A	教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 プレゼンテーション 論文試験
		技術			
	建築				
	電気				

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
就職氷河期 世代	行政A	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	口述試験 個別面接	口述試験 個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
障害者を 対象とした 採用選考	行政A	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野:25問必須解答	面接試験①	面接試験② 作文試験
	学校事務			

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	係長段階
職 種	医事職以外の職種
方 法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和4年6月時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表5参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和5年3月31日現在において、年齢60歳でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表6-1参照)

<別表5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5年
	短 大 卒	7年
	高 校 卒 以 下	9年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9年

(注) 係員段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに係長段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

<別表 6-1>種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	<ul style="list-style-type: none"> ・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表 4 参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・係長転任試験^(注1)を受けようとする者
コースⅡ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 5 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上である者
コースⅢ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 4 年 6 月 1 日現在、別に任命権者が定める副係長として 2 年以上従事する者
コースⅣ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 5 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上かつ勤続 17 年以上の者 ^(注2)

(注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副係長の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に 10 年以上在職していることを要する。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第1次試験受験者

ア コース I

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約10問	30問	択一式	90分	300点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約10問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約10問				
	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コース II

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	300点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

ウ コース III

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コース IV

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コース I、コース II 及びコース III

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	択一式	60分	100点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問			
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問			
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約4問	記述式	90分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	択一式	30分	100点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問			
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約4問	記述式	90分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問	記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	30分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	120分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	30分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	120分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	20点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	90分	40点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	10問	択一式	30分	20点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問				
		専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	90分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	係長として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	60分	60点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	50点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

<別表7>第1類採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	940 人	577 人	329 人	121 人	4.8 倍
	行政 A (自己PR)	432	290	99	41	7.1
	行政 B	910	512	385	172	3.0
	情報	11	5	4	2	2.5
	社会福祉	86	55	37	26	2.1
	心理	36	18	13	11	1.6
技術	土木	107	48	36	30	1.6
	建築	44	28	24	22	1.3
	機械	35	23	18	12	1.9
	電気	34	24	18	8	3.0
	造園	10	7	7	5	1.4
研究	機械	0	-	-	-	-
	電子	3	3	2	2	1.5
	薬学	13	9	6	1	9.0
学校事務		89	61	5	1	61.0
消防		387	286	135	55	5.2
計		3,137	1,946	1,118	509	3.8

<別表8>第1類採用試験（年度途中採用）

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	337 人	259 人	87 人	25 人	10.4 倍

<別表9>第1類採用試験（追加募集）

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
技術	土木	20 人	12 人	6 人	2 人	6.0 倍
	建築	9	7	5	3	2.3
	電気	12	7	4	1	7.0
計		41	26	15	6	4.3

<別表 10> 第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	121 人	81 人	27 人	11 人	7.4 倍
技術	土木	31	27	20	15	1.8
	建築	5	2	2	1	2.0
	機械	5	4	4	2	2.0
	電気	9	8	8	3	2.7
学校事務		21	12	6	1	12.0
消防		336	253	48	26	9.7
計		528	387	115	59	6.6

<別表 11> 免許資格職採用試験 (第 1 次試験 6 月実施分)

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
衛生	36 人	20 人	13 人	10 人	2.0 倍
獣医	9	6	6	5	1.2
保育 I	198	174	103	34	5.1
保育 II	15	13	8	1	13.0
管理栄養	59	35	7	3	11.7
計	317	248	137	53	4.7

<別表 12> 免許資格職採用試験 (第 1 次試験 9 月実施分)

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
司書	80 人	56 人	6 人	2 人	28.0 倍

<別表 13> 職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政 A	390 人	276 人	176 人	55 人	26 人	10.6 倍
	社会福祉	37	26	26	13	7	3.7
技術	土木	22	14	14	11	9	1.6
	建築	7	4	4	3	1	4.0
	機械	14	13	12	7	4	3.3
	電気	8	6	5	5	2	3.0
学校事務		84	64	7	2	1	64.0
保育 I		16	15	7		4	3.8
計		578	418	251	96	54	7.7

<別表 14>職務経験者採用試験（年度途中採用）

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	277 人	225 人	134 人	49 人	25 人	9.0 倍
土 木	11	9	9	8	3	3.0
建 築	2	2	1	1	1	2.0
電 気	11	10	10	4	2	5.0
計	301	246	154	62	31	7.9

<別表 15>就職氷河期世代採用試験

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	609 人	373 人	124 人	30 人	11 人	33.9 倍

<別表 16>障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政 A	149 人	104 人	47 人	11 人	6 人	17.3 倍
学校事務	11	10	7	3	1	10.0
計	160	114	54	14	7	16.3

<別表 17>採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分（又は詳細）	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	(住宅都市局長)	1 人	1 人	1 回
	(言語聴覚士)	2	2	1
	(国への割愛派遣者)	1	1	1
	(総務局付主幹)	1	1	1
	(技師)	1	1	1
消防職	航空消防	6	6	2
医事職	医師	2	2	2
計		14	14	9

<別表 18>採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市 長	医事職	医師	5 人	5 人	2 回
	医療技術職	歯科衛生士	16	2	1
	看護保健職	保健師	66	24	1
	清掃職	清掃業務	91	13	2
	労務職	—	51	6	3
教育委員会	学芸職	学芸員	36	3	1
	労務職	—	96	11	2
交通局長	運輸職	運輸業務	373	41	4
計			734	105	16

<別表 19>採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	6,698 人	5,365 人	1,151 回
市 会 議 長	10	4	1
教 育 委 員 会	5,144	4,646	275
選挙管理委員会	1,193	1,191	88
消 防 長	105	38	19
上下水道局長	160	125	14
交 通 局 長	84	64	19
計	13,394	11,433	1,567

<別表 20>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	2 件	2 人	2 人	2 回
		医事職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2	32	32 ^{※1}	2
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	5	5	5	5
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2 ^{※2}	78	78	2

※1 内 18 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

<別表 21>消防職係長昇任選考・係長転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	92	15	6.1	84	13	6.5	2	1	2.0	41	6	6.8	219	35	6.3
航空消防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	92	15	6.1	84	13	6.5	2	1	2.0	41	6	6.8	219	35	6.3

(注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。

2. 第1次試験……………令和4年7月1日実施、令和4年8月9日合格者発表

3. 最終合格者発表……………令和4年9月2日

<別表 22> 係長昇任選考・係長転任試験

合格者数等		コースⅠ					コースⅡ				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	232 (15)[7]	83 <2>	100 (12)[7]	94 (12)[7]	2.5	55 (2)	22 <1>	23 (2)	17	3.2
	土木	60 (2)	12	14 (2)	11 (1)	5.5	31 (1)	9	10 (1)	9 (1)	3.4
	建築	17	9 <1>	8	6	2.8	7	4	4	4	1.8
	機械	22 (1)	6	7 (1)	5	4.4	6	1	1	1	6.0
	電気	25 [1]	5	6 [1]	5 [1]	5.0	3	0	0	0	-
	造園	4	2	2	2	2.0					
	応用・ 工業化学	4	1	1	1	4.0	1	0	0	0	-
	医学物理										
	保育職	1	0	0	0	-	3	0	0	0	-
	司書職						1	1	1	1	1.0
	学芸職	4	1	1	1	4.0					
	薬剤職	3	1	1	1	3.0					
	獣医職	1	1	1	1	1.0	1 [1]	0	1 [1]	1 [1]	1.0
	栄養指導職	3				-					
	衛生職	11	4	4	4	2.8	4 [1]	2	3 [1]	2	2.0
医療技術職	診療放射 線技師	8	0	0	0	-	3	0	0	0	-
	医療検査 技術者	8	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0
	理学 療法士	2	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	作業 療法士	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	歯科 衛生士	1	0	0	0	-					
	臨床工学 技士	2	0	0	0	-					
看護保健職	保健師	4 [1]	2 <1>	2 [1]	2 [1]	2.0	2 (1)	1	2 (1)	1	2.0
	助産師										
	看護師	35	3	3	1	35.0	29	3	3	3	9.7
	清掃職	1	0	0	0	-					
	動物飼育職										
運輸職	運輸業務	8	0	0	0	-	23 (1)	4	5 (1)	3	7.7
	技術業務	9	2	2	2	4.5	6	0	0	0	-
	学校事務職	2	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	合計	468 (18)[9]	132 <4>	152 (15)[9]	136 (13)[9]	3.4	179 (5)[2]	48 <1>	54 (5)[2]	43 (1)[1]	4.2

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数… (ア)
()内の数は、第1次試験免除者の数で内数… (イ)
[]内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数… (ウ)

注2 数値には転任を含む。

注3 「第2次試験受験者数」＝「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、コースⅣの種別の者で、口述試験を欠席した者）－(ア)+(イ)+(ウ)

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
					41 (3)	15	17 (3)	9 (1)	4.6	328 (20) ^[7]	120 <3>	140 (17) ^[7]	120 (13) ^[7]	2.7
1	0	0	0	-	17	6	6	5	3.4	109 (3)	27	30 (3)	25 (2)	4.4
2	0	0	0	-	1	0	0	0	-	27	13 <1>	12	10	2.7
					1	0	0	0	-	29 (1)	7	8 (1)	6	4.8
					4 (1)	1	2 (1)	1	4.0	32 (1) ^[1]	6	8 (1) ^[1]	6 [1]	5.3
					1	1	1	1	1.0	5	3	3	3	1.7
										5	1	1	1	5.0
1	0	0	0	-	21 (2)	15	16 (1)	12	1.8	26 (2)	15	16 (1)	12	2.2
					3	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0
										4	1	1	1	4.0
					3	0	0	0	-	6	1	1	1	6.0
										2 [1]	1	2 [1]	2 [1]	1.0
					1	1	1	1	1.0	4	1	1	1	4.0
					3	0	0	0	-	18 [1]	6	7 [1]	6	3.0
					8 (1)	1	2 (1)	1	8.0	19 (1)	1	2 (1)	1	19.0
					10 (1)	1	2 (1)	1	10.0	19 (1)	2	3 (1)	2	9.5
					7	0	0	0	-	10	0	0	0	-
										2	0	0	0	-
1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	3	0	0	0	-
										2	0	0	0	-
					7	3	3	3	2.3	13 (1) ^[1]	6 <1>	7 (1) ^[1]	6 [1]	2.2
					5	0	0	0	-	5	0	0	0	-
					40	4	4	4	10.0	104	10	10	8	13.0
					10	1	1	1	10.0	11	1	1	1	11.0
					3	0	0	0	-	3	0	0	0	-
					14	2	2	2	7.0	45 (1)	6	7 (1)	5	9.0
					2	0	0	0	-	17	2	2	2	8.5
					2	1	1	0	-	5	1	1	0	-
5	0	0	0	-	205 (8)	52	58 (7)	41 (1)	5.0	857 (31) ^[11]	232 <5>	264 (27) ^[11]	220 (15) ^[10]	3.9

<別表 23> 転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	66 人	64 人	22 人	労務職	行政職 (造園)	1 人
				運輸職	行政職 (機械)	3
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	4	4	0	—	—	0
第2類	1	1	0	—	—	0
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	2	2	1	行政職	司書職	1
計	73	71	23	5		

<別表 24> 転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	5 人	5 人	1 回
計		5	5	1

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 令和5年7月3日

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL : 052-972-3305
FAX : 052-972-4182